別紙様式第十九号（第二百二十六条関係）（平26内府令72・平29内府令55・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

第　　期事業報告書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商　号

所在地

国内における代表者氏名

1　許可年月日

2　取引参加者となっている金融商品取引所

3　当期の業務概要

4　取引所取引業務の体制整備の状況

5　株主総会決議事項の要旨

6　役員等及び使用人の状況

(1)　役員等及び使用人の総数

	役員等	うち国内	使用人	うち国内	計
総数	名	名	名	名	名

(2)　役員等の状況

役職名	氏名又は名称	住所

7　本店の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名 （うち取引所取引業務　　名）

8　取引所取引店の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名 （うち取引所取引業務　　名）
計　　店		計　　名

9　国内の事務所その他の施設の状況

名　　称	所　　在　　地	役員及び使用人
		名
計　　店		計　　名

10　株主の状況

氏名又は名称	住 所 又 は 所 在 地	割　　合
そ　の　他 （　　名）		%
計　　名		100.00%

11　業務の状況

(1)　有価証券の売買の状況　　（単位：千株、百万円）

区　　分		委　　託	自　　己	計
株券	株数			
	金額			
債券	国債証券			
	地方債証券			
	特殊債券			
	社債券			
	計			
上場証券投資信託				
その他	新株予約権証券			
	その他			
	計			

(2)　市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

区　　分		委　　託	自　　己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			

12　高速取引行為に係る業務の状況

(1)　有価証券の売買の状況　　（単位：千株、百万円）

取引戦略の名称						
取引戦略の類型						
株券	株数	立会取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		立会外取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）	（　）
	金額	立会取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		立会外取引	（　）	（　）	（　）	（　）
		計	（　）	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券					
	地方債証券					
	特殊債券					
	社　債　券		（　）	（　）	（　）	（　）
	計					
上場証券投資信託			（　）	（　）	（　）	（　）
その他			（　）	（　）	（　）	（　）

(2)　市場デリバティブ取引の状況　　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
株券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

債券に係る取引	先物取引				
	オプション取引				
	その他				
そ　の　他	先物取引				
	オプション取引				
	その他				

（注意事項）

1　会員等となっている金融商品取引所

当期末現在において会員等となっている金融商品取引所の名称又は商号を記載すること。

また、会員資格、取引参加資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

2　当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他事業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

3　取引所取引業務の体制整備の状況

当期において実施した我が国の金融商品取引法令に関する知識を習得するための研修の状況及び取引所取引業務の人員配置の状況を記載すること。

4　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること（取引所取引業務に関するものに限る。）。

5　役員等及び使用人の状況

⑴　役員等及び使用人の状況

当期末現在における役員等（第221条第５号に規定する「役員等」をいう。⑵において同じ。）及び使用人について記載すること。

⑵　役員等の状況

当期末現在における役員等について記載し、取引所取引業務を担当する役員等を注記すること。なお、住所については国内における代表者について記載すること。

6　本店の状況

当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記するこ

と。

7　取引所取引店の状況

当期末現在における全ての取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

8　国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第３位以下を切り捨て、小数点以下第２位まで記載すること。

10　業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

イ　有価証券の売買株数及び売買金額（デリバティブ取引に係るものを除く。）を約定基準により記載すること。

ロ　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第８号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券及び同項第９号に掲げる新株予約権証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものは、これらに準じて記載すること。

ハ　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）その他それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

ニ　「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　市場デリバティブ取引の状況

イ　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額（想定元本ベース。ロにおいて同じ。）を記載すること。

ロ　「オプション取引」の欄には、法第２条第21項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

11　高速取引行為に係る業務の状況

取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

イ　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

ロ　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

ハ　「取引戦略の類型」の欄には第220条第７号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

ニ　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

ホ　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

ヘ　「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　市場デリバティブ取引の状況

イ　取引戦略ごとに記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

ロ　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

ハ　「取引戦略の類型」の欄には第220条第７号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

ニ　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

12　法第60条の２第１項の許可申請書又は法第60条の５第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。